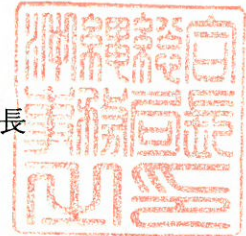


# 公 示

平成30年7月定期海技士国家試験(航海・機関)の総合合格者を下記のとおり公示する。

平成30年8月10日

内閣府沖縄総合事務局長



記

(航海)

種 別	受 験 番 号
一級海技士(航海)	該当者なし
二級海技士(航海)	1101、1107、1109 以上3名
三級海技士(航海)	1301、1318、1319 以上3名
四級海技士(航海)	1535、1537、1538、1539、1540 以上5名
五級海技士(航海)	1703、1704、1705、1706、1707、1708、1709、1710、1711、1712 以上10名

(機関)

種 別	受 験 番 号
一級海技士(機関)	1005 以上1名
二級海技士(機関)	1101、1102 以上2名
内燃機関二級海技士(機関)	3103、3104 以上2名
三級海技士(機関)	1310 以上1名
内燃機関三級海技士(機関)	該当者なし
四級海技士(機関)	1526 以上1名
内燃機関四級海技士(機関)	3501、3506 以上2名
五級海技士(機関)	該当者なし
内燃機関五級海技士(機関)	3703、3705、3706、3707、3709、3710、3711、3713、3714、3715、3716 以上11名

※五級海技士(機関)は受験者がいなかったため、合格者なし

- (注) 1. 試験合格者は1年以内に海技免許申請をしなければ無効となるので留意されたい。  
(船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第3項)
2. 試験合格者は海技免許の申請に先立って海技免許講習を受講しなければならない。  
(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第3条の2)
3. 詳細については、沖縄総合事務局運輸部船舶船員課海技資格係まで問い合わせること。  
(TEL:098-866-0031 内線85327)